刈谷市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に交付する刈谷市ブロック塀等撤去費補助金に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）道路　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路その他市長が定めるもの（通学路及び緊急輸送道路等を除く。）をいう。

（２）通学路　市内の小中学校の長が定めた児童又は生徒が通学のために利用する道をいう。

　（３）緊急輸送道路等　刈谷市地域防災計画の緊急輸送道路・主要避難道路網図において第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路、市指定緊急輸送道路、災害時連絡道路又は主要避難道路として位置付けられた道をいう。

（４）ブロック塀等　コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で、路面からの高さが１メートル以上のものをいう。

（５）代理受領　ブロック塀等の撤去工事を施工した業者（以下「施工業者」という。）が、第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該撤去工事の費用の額から当該決定を受けた補助金の額（第７条第２項の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

　（補助の対象）

第３条　市内に存するブロック塀等の所有者が、市の職員による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された当該ブロック塀等のうち道路、通学路若しくは緊急輸送道路等又は公共施設の敷地との境界から２メートル以内に設置された部分（以下「補助対象ブロック塀等」という。）の撤去を行う場合に補助金を交付する。ただし、補助金の交付を受けることができるのは、同一の利用に供されている一団の土地につき１回限りとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象ブロック塀等の撤去に係る市の他の補助金の交付等を受ける場合は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の額は、別表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（１）撤去場所の案内図

（２）ブロック塀等の撤去箇所を表した配置図（補助対象ブロック塀等の延長部分が分かるものに限る。）

（３）補助対象ブロック塀等の断面図

（４）撤去工事に着手する前の写真

　（５）撤去工事費の見積書（補助対象ブロック塀等の撤去工事の費用の額が分かるものに限る。）

　（６）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

　（計画の変更）

第７条　補助決定者は、規則第９条の規定による計画変更の承認又は補助金の受領方法の変更の承認を受けようとする場合は、ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（様式第３号）に変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更し、又は撤去工事を中止する場合は、当該書類の添付を要しない。

２　市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（様式第４号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助決定者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（１）工事請負契約書の写し又はこれに類するもの

　（２）撤去工事費の領収書の写し又はこれに類するもの（補助対象ブロック塀等の撤去工事の費用の額が分かるものに限る。）

　（３）撤去工事が完了した後の写真

　（４）その他市長が必要と認める書類

２　補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第１号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）ブロック塀等撤去費補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第６号）

（２）ブロック塀等の撤去工事の費用の額から第６条の規定による決定（前条第２項の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助対象ブロック塀等の撤去工事の費用の額が分かるものに限る。）

（請求及び補助）

第９条　市長は、前条第１項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、施工業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

　（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助金の額 | 限度額 |
| １　通学路又は緊急輸送道路等との境界から２メートル以内に設置された部分（この表において「特定ブロック塀等」という。）のみを撤去する場合 | 特定ブロック塀等の撤去工事の費用の額と撤去した特定ブロック塀等の延長に１メートル当たり１万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に４分の３を乗じて得た額（この表において「特定ブロック塀等補助額」という。） | １５万円 |
| ２　道路又は公共施設の敷地との境界から２メートル以内に設置された部分（特定ブロック塀等に該当するものを除く。この表において「一般ブロック塀等」という。）のみを撤去する場合 | 一般ブロック塀等の撤去工事の費用の額と撤去した一般ブロック塀等の延長に１メートル当たり１万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に２分の１を乗じて得た額（この表において「一般ブロック塀等補助額」という。） | １０万円 |
| ３　特定ブロック塀等及び一般ブロック塀等を撤去する場合 | 特定ブロック塀等補助額及び一般ブロック塀等補助額の合計額 | 特定ブロック塀等の延長に１メートル当たり１５万円を乗じて得た額と一般ブロック塀等の延長に１メートル当たり１０万円を乗じて得た額の合計 |
|  |  | 額を補助対象ブロック塀等の総延長で除して得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） |